

生徒心得

北海道札幌工業高等学校定時制課程

この生徒心得は本校の教育目標に基づき、生徒として学校内外の生活を営んでいく上での指針を示したものである。本校生徒は、常に高校生としての責任と自覚を忘れることなく、次の諸項目を正しく理解し、これを実行すること。

1 校内生活について

- 1 登下校の際は通用門、生徒玄関から出入りすること。
- 2 時間を厳守し、登校後は放課まで特別な場合を除き、外出を禁止する。
- 3 常に礼儀正しく、暴言暴力行為はしないこと。
- 4 服装は清潔を心がけ、華美にならないものとする。校舎内では指定の上履きを使用すること。
- 5 校舎・校具の利用は清潔・整頓を心がけ、破損のないよう大事に使用すること。校地内で異常を発見した場合、直ちに最寄りの職員室などに連絡すること。
- 6 校地内では、年齢を問わず喫煙を禁止する。
- 7 自転車は自転車置き場を利用し、必ず施錠すること。
- 8 ロッカーは常に施錠すること。
- 9 携帯電話などの使用は、マナーを守ること。特に授業時間や集会などでは電源を切ること。
- 10 本校生徒以外の者を校舎内に立ち入らせないこと。

2 校外生活について

- 1 校内外を問わず、**20歳未満**の喫煙・飲酒を禁止する。また薬物の乱用は厳禁する。
- 2 登下校における二輪車の二人乗りは禁止する。
- 3 交通安全に関しては、交通ルールを遵守すること。
- 4 公共交通機関の利用は、マナーを守り、他人に迷惑をかけないこと。
- 5 学校周辺施設へは無断で立ち入らないこと。
- 6 原則として23時以降の外出を禁止する。また、青少年の出入り禁止場所には立ち入らないこと。

3 届出・願等について

- 1 次の場合は学級担任等を通して願い出、校長の許可を受けること。
 - (1) 校地、施設及び設備を使用するとき
 - (2) 自動車、バイクにより通学するとき
- 2 次の場合は学級担任等を通して願い出、許可を受けること。
 - (1) 掲示および印刷物の発行並びに配布を行うこと
 - (2) 工具類を借用するとき
- 3 次の場合は速やかに学級担任等に届け出て指導を受けること。
 - (1) 欠席・遅刻・早退・欠課するとき
 - (2) 本人及び保護者・保証人の現住所、職業ならびに勤務先等に変更があったとき
 - (3) 自動車学校へ通うとき（「自動車学校通学届」を提出）
 - (4) 免許証を取得したとき（「免許取得届」を提出）
 - (5) ロッカーキー、身分証明書等を紛失したとき、または盗難にあったとき
 - (6) 長期の旅行、キャンプおよび登山を行うとき

4 その他

- 1 身分証明書は常に携行し、本校職員及び関係者の求めがあった際には提示し、その指示に従うこと。
- 2 学校の秩序を乱し、或いは生徒としての本分に反した者はその軽重により法的効果を伴う懲戒、または特別指導を行う。
 - (1) 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。
 - (2) 特別指導は、謹慎（学校内・自宅）、校長訓戒、指導部長注意等とする。
 - (3) 謹慎は2 1日以内を目処とし、停学は3 1日以内とする。

附 則 平成1 8年4月1日 制定

附則2 令和5年4月1日 改正、施行（2校外生活 4その他 改正）

附則3 令和7年4月7日 追加（3届出・願等について）

車両通学規程

- 1 本校生徒の四輪車、自動二輪車、原動機付自転車による通学（以下車両通学という）は、次のすべての条件を満たし、校長の許可が必要である。
 - (1) 公共交通機関などを利用した通学が不便な者。
 - (2) 原則として2学年以上の者。
 - (3) 通学に使用する車両が次のいずれかの者。
 - ア 普通乗用車
 - イ 排気量125cc以下の自動二輪車
 - ウ 原動機付自転車
 - (4) 通学に使用する車両は、整備不良および改造車ではないこと。
 - (5) 自賠責保険以外に自動車保険に加入している者。
 - (6) 18歳未満の生徒の場合、保護者の承諾を得ている者。
- 2 車両通学の許可を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
 - (1) 車両通学許可願（別記様式）。
 - (2) 運転免許証の写し。
 - (3) 自動車保険証の写し。
 - (4) 車検証の写し。
 - (5) 身分証明書。
- 3 車両通学を許可された者は、次の事項を厳守すること。
 - (1) 安全運転に心がけ、関係法令を遵守する。
 - (2) 車両通学許可証は必ず携帯する。
 - (3) 許可車両以外では通学しない。
 - (4) 車両通学許可願に記載した事項に変更がある場合は、すみやかに所定の様式をもって届け出る。
 - (5) 定められた場所に駐車・駐輪する。
 - (6) 校地内は徐行し、乗りまわし、空ぶかし、騒音を出しての走行、危険な走行は絶対に行わない。
 - (7) 暴走行為は絶対に行わない。
 - (8) 自動二輪車の二人乗りは禁止する。
 - (9) 友人間での車両の貸借は禁止する。
 - (10) 生徒玄関前、職員玄関前への乗り入れを禁止する。
 - (11) 原則、本校生徒の同乗を禁止する。
 - (12) 交通事故が発生した場合、警察に届けるとともに担任に報告する。
 - (13) 学校で行う安全運転講習会等は必ず出席する。
 - (14) 本校職員の指示には必ず従う。
- 4 この規程に違反した場合、車両通学許可を取り消し、懲戒指導の対象となることがある。

附則 令和5年4月1日 改正